

# 港湾局新材料・新工法取扱要領

## (目的)

第1条 本要領は、民間等で開発された優れた新材料や新工法等（以下、「新材料・新工法」という。）の情報を港湾局の組織として共有し、当局が施工する工事に積極的に採用することにより、コスト縮減など、効率的・効果的な施工の実現を図ることを目的として定めるものである。

## (対象とする新材料・新工法)

第2条 本要領で取り扱う新材料・新工法とは、積算基準等に掲載されていないもの、又は局内事業において採用実績の少ない材料や工法等とし、その開発時期は問わない。なお、過年度に選定された新技術と同一又は酷似しているものは対象としない。

## (調査票による提案及び技術管理課の確認)

第3条 新材料・新工法の開発者又は提案者（以下、「開発者等」という。）は、新材料・新工法調査票（以下、「調査票」という。様式1）を作成し、港湾整備部技術管理課（以下、「技術管理課」という。）に提出する。技術管理課は、開発者等へのヒアリング等により、調査票の記載事項に不備等がないか確認をする。

## (新材料・新工法の選定等)

第4条 新材料・新工法の選定等は、新材料・新工法選定会議（以下、「選定会議」という。）で行う。

- 2 選定会議の座長は、技術管理課長が務める。
- 3 選定会議の委員は、各設計担当部所の課長代理で構成する。
- 4 選定会議の事務局は、技術管理課が務める。
- 5 選定会議は、必要の都度、座長が開催する。
- 6 開発者等は、選定会議において、提案した新材料・新工法の説明を行うこととする。

## (選定の視点)

第5条 選定会議は、次の視点により選定を行う。

- (1) 当局が施行する工事におけるニーズとの適合性
- (2) 経済性、安全性、施工性、耐久性及び環境への配慮
- (3) 施工方法及び歩掛等の基準類の有無
- (4) 特許及び技術評価等の取得状況、NETIS等への登録状況
- (5) 採用実績

(選定結果の通知等)

第6条 技術管理課は、選定会議の選定結果を開発者等へ通知するとともに、選定された新材料・新工法の名称を港湾局ホームページ（以下、「HP」という。）へ掲載する。

(情報の共有化)

第7条 技術管理課は、選定された新材料・新工法が記載された調査票を速やかに新材料・新工法データベース（以下、「DB」という。）へ登録し、局内で情報の共有化を図る。

2 技術管理課は、局職員へ情報の周知徹底を図るため、説明会の実施、又は港湾技術ニュースへの掲載を行う。

(登録された情報の位置付け)

第8条 DBへ登録された情報は、設計業務又は工事監督業務に当たっての参考情報とする。

2 登録された情報は開発者等からの申請に基づく情報であり、その証明、認証等の評価を港湾局が行っているものではない。よって、DB登録及びHP掲載に伴う苦情、紛争等への対応は、開発者等が行うものであり、港湾局は何らの責任も有しない。

(DB登録及びHP掲載期間)

第9条 DB登録及びHP掲載の期間は、原則として登録及び掲載が開始された翌年度の4月1日から5年間とする。

(DB登録及びHP掲載情報の更新)

第10条 DB登録及びHP掲載期間中に開発者等より情報の更新依頼があった場合は、技術管理課は、更新後の調査票及び開発者等へのヒアリング等を行ったうえで、調査票の更新を行うことができる。ただし、この場合でも、登録及び掲載期間は変更しない、

(DB登録及びHP掲載の中止)

第11条 選定会議は、次のいずれかに該当することが認められた場合には、DB登録及びHP掲載を中止する。その場合、技術管理課は、開発者等に中止した旨を書面により通知する。

- (1) 提案された新材料・新工法に関して、虚偽記載、権利侵害、誇大表示及び中傷表示が認められたとき
- (2) 提案された新材料・新工法に関して、法律に基づく処罰等を受けたとき
- (3) 工事等で、提案された新材料・新工法が原因による事故、又は不具合等が生じたとき
- (4) 開発者等から登録中止の申し出があったとき
- (5) その他、選定会議が必要と認めたとき

なお、開発者等からの申し入れがあり、中止した事由が解消したことが認められた場合には、選定会議は、DB登録及びHP掲載を再開することができる。

(効果等の検証)

第12条 工事主管課は、DBの中から新材料・新工法を採用した場合は、工事完了後、現場における適合性や効果等を検証し、新材料・新工法実施報告書(様式2)を作成し、技術管理課へ送付する。

(普及・促進)

第13条 工事主管課は、使用材料や工法を検討する場合にはDBを参照・活用することを設計委託の特記仕様書に明示する。なお、材料・工法の選定にあたっては、現場条件を踏まえ、コスト縮減、施工性の向上等の観点から決定する。また、新材料・新工法を採用した場合、工事主管課(記事担当)と技術管理課(編集担当)は共同し、採用内容等を港湾技術ニュース等で積極的に紹介する。

(異議申立て)

第14条 開発者等は、選定結果並びにDB登録及びHP掲載の中止に関して異議申し立ては出来ない。

(付 則)

平成28年 9月28日一部改定

平成27年10月 1日一部改定

平成26年 6月 1日一部改定

平成21年 9月15日一部改定

平成19年 4月 1日一部改定

平成16年10月 1日施行